

京極町地域福祉計画・地域福祉実践計画

～幸せな暮らしをみんなで支えるまちづくり～

《概要版》

▼「地域福祉」とは

「福祉」を必要とする人も、「福祉」を担当する人も特別な人で、自分は福祉とは関係ないと考えている人が少なくありません。高齢者や障がい者、病弱者、貧困者などを対象に何かのほどこしをすることが福祉だと多くの人が考えています。福祉を担当する人は役場や社会福祉協議会の職員、福祉施設の職員、ボランティアをしている人たちで、自分とは無関係であると考えてしまいがちですが、「福祉」は、「しあわせ」や「ゆたかさ」、「快適さ」を意味する言葉であり、老若男女障がいの有無にかかわらずすべての人に幸福と幸福であるための社会的援助を提供するという理念を指しています。

今回の計画は地域福祉計画、地域福祉実践計画です。そもそも、「地域」とはどのような範囲を指すのでしょうか。地域を示す英語ではコミュニティがよく使われます。コミュニティは地域共同体という意味があります。人口規模の小さな町村では、自治体そのものを意味することもあり、いわば「京極町という地域の福祉計画」となります。

この地域福祉計画は、京極町に住む住民のための、京極町民が主人公の計画です。この度、町民の代表の方々のご意見をいただきながら計画を作りました。京極町が福祉の充実した暮らしやすい町となるよう、皆さまのご理解とご参加を期待しています。



この地域福祉を進めるための計画をつくりました



▼計画の位置づけと期間

町が策定する「地域福祉計画」とは、地域の助け合いによるまちづくりを進めるため、地域福祉を進める際の基本的な方向性・概念を明らかにするものです。また、それらの理念や仕組みをもとに、具体的な実現に向けての活動内容を考える計画が、社会福祉協議会が策定する「地域福祉実践計画」です。

京極町と京極町社会福祉協議会では、それぞれが策定する「地域福祉計画」と「地域福祉実践計画」により地域福祉を推進するというこれまでのスタイルを一歩進めて、町と社会福祉協議会が協働で京極町の地域福祉に関する計画を一体的に策定しました。

【本町他計画との関連】

本計画は福祉に関する総合的な計画として、関連する分野別計画との連携を図りつつ、地域福祉の視点から横断的に施策の推進を図り、包括的な支援体制の構築を目指します。

【計画の期間】

本計画の実施期間は、平成31年度から平成33年度までを計画期間とします。また、関連する計画との整合を図りながら、必要に応じて見直しを検討するものとします。

平成31年3月 発行：京極町住民福祉課・健康推進課 電話 0136-42-2111

社会福祉法人京極町社会福祉協議会 電話 0136-42-3681

京極町ホームページに「京極町地域福祉計画・地域福祉実践計画」を掲載しています。

URL : <http://www.town-kyogoku.jp/chosei/jyohou/torikumi-keikaku/tiikihukusikeikaku/>

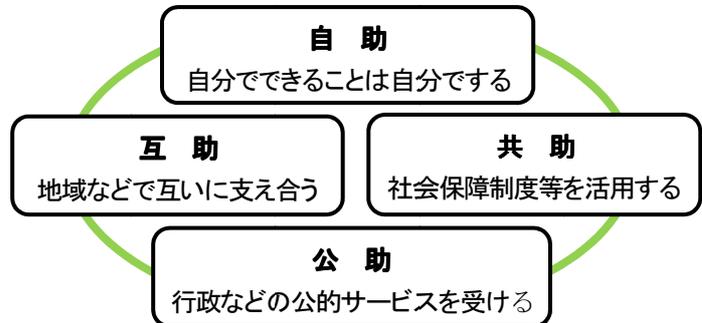


▼計画を推進するために

自分自身や家族と協力して行う「自助」、近隣や地域、町民同士、ボランティアなどで支え合い、助け合う「互助」、福祉サービス事業者や介護保険、社会保険制度などの利用「共助」、住民活動やボランティアによる取り組みが主体的に推進されるような仕組みづくりや支援を行政が行う「公助」といった、それぞれの役割を發揮し、連携しながら進めることが重要です。

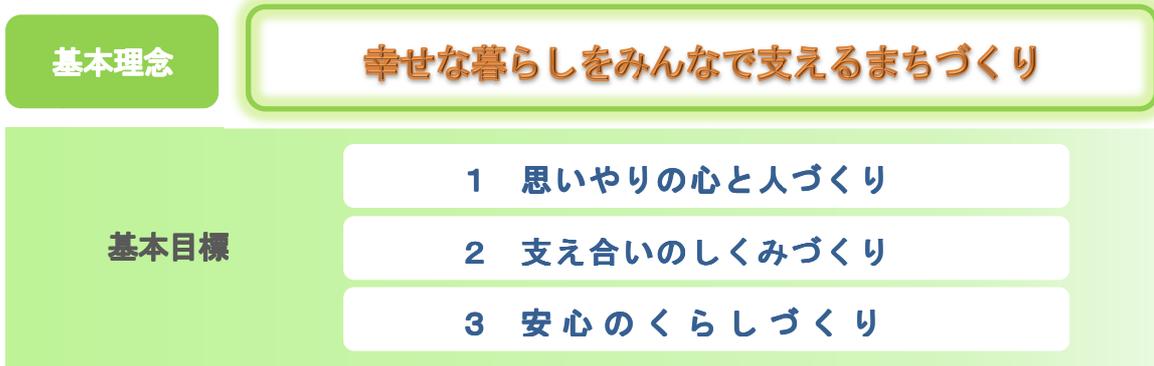
また、福祉に関する支援を必要としている人に対し、きめ細かい配慮・支援を行っていくためには、地域に住む人たちが友人などの身近な人間関係のなかでの「支え合い・助け合い（互助）の力」が今でも変わらず、欠かせないことです。

一人ひとりが思いやりの心もち、お互いに支え合う地域づくりを目指しましょう。



▼計画の基本理念及び基本目標

すべての町民が地域で生き生きと充実した生活を送ることができるよう、地域資源を十分に有効活用した保健福祉ネットワークの構築を図るとともに、地域社会との関わりの中で安心して暮らすことのできるまちづくりをめざします。



▼地域福祉推進に向けての重点項目

住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築をめざします。また、公的な福祉だけに頼るのではなく、地域に暮らす人たちが共に支え合う「地域共生社会」の実現をめざすため、次のとおり重点項目を掲げます。

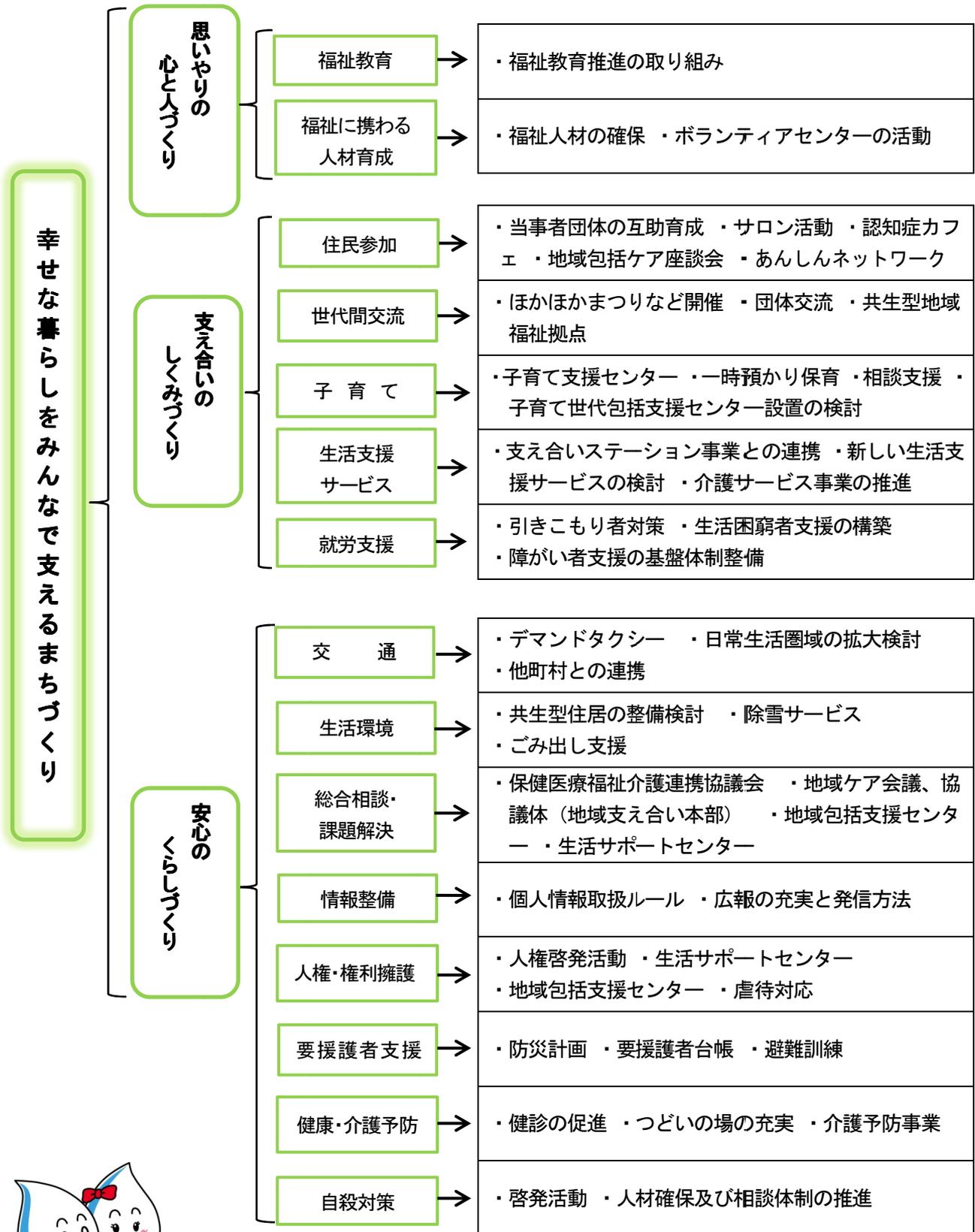
| | |
|--------|--|
| 重点項目 1 | 認知症や障がい、困り感を抱えても暮らしていける京極町の土壌づくり。 (支えあいの町の雰囲気づくり) |
| 重点項目 2 | おせっかい(気づき・見守り・気づかう)の取り組みを支えあいの基本に。 (お互いを大切に示あえる約束 自助・互助の提案) |
| 重点項目 3 | 専門職の知識と技術を住民とともに協働できる力にするために。 (専門職の価値と役割の再確認) |
| 重点項目 4 | 京極町らしい、住民が幸せを感じられる地域福祉の展開を。 (京極町に暮らしてよかったと思える支援サービスの構築) |
| 重点項目 5 | 参加しやすい「場」づくりと「多様なつながりかた」の創造。 (次世代につなげたい拠点づくり) |

▼取り組みの体系

《基本理念》

《基本目標》

《施策の展開》



▼計画の取り組み

基本目標1 思いやりの心と人づくり

豊かな心は、自分を大事にすると同時に他人を「思いやる心」でもあります。ルールやマナーを守り、社会に貢献する力にもなります。互いに地域社会において活動し、助け合い、楽しく笑いながら暮らしていく、心づくり、人づくりを進めていきます。

町民のみなさんは

- 福祉に関心を持つよう努めましょう。
- ボランティア活動や講座に参加してみましょう。

町や社協では

【重】…重点項目

- 子どもたちを対象とした福祉活動体験学習等の充実を図ります。【重1】
- ボランティア体験や出前講座などを通じて福祉に関する学習や関心を促します。【重1】
- 情報収集・発信等に努め、不足する福祉人材の確保・育成を図ります。【重1、3、4】

基本目標2 支え合いのしくみづくり

昔は、隣近所の方が子どもを預かり、面倒を見たり、お互いを支え合う「地域」がありました。それがいつのころか、隣とは挨拶だけの関係になってきている現状があります。子どもから高齢者まで地域で暮らしていくためには、住民同士で支え合う仕組みを再構築することが必要になってきています。

町民のみなさんは

- ご近所づきあいを大切にしていきましょう。
- 地域の行事やサロン、世代間交流行事などに積極的に参加しましょう。
- 地域に孤立した人を見つけたときは、町や社協に連絡しましょう。

町や社協では

- 地域課題の解決のための体制づくりを推進します。【重2、4】
- サロンの充実、地域の課題等を話し合う座談会、世代間交流行事などを行います。【重2、5】
- 住民活動や団体活動への参加や支援を推進します。地域住民の助け合いが展開されることを目標に地域活動を取り組みます。【重4、5】

基本目標3 安心のくらしづくり

住み慣れた地域で暮らしていくためには、仕組みづくりが必要になります。高齢者・障がい者の地域生活支援など地域福祉の体制づくりの取り組みを強化するとともに、安心して子どもを生み、育て、暮らしていくことができる環境づくりを進めます。

町民のみなさんは

- 体調管理や介護予防に努めましょう。
- 困っている方を地域で解決できる方法はないか考えてみましょう。
- 権利侵害の可能性や虐待等について、関係機関への連絡・通報に努めましょう。

町や社協では

- 健康づくりの推進や介護予防活動の充実を図ります。【重3、5】
- 関係機関とのネットワーク強化や地域での支え合いについて検討を行います。【重3、4】
- 多様な専門機関との連携に努め、権利擁護や適正な対応を行います。【重3】

▼計画の進行管理

計画を立て(Plan)、実行し(Do)、その進捗状況を定期的に点検・評価した上で(Check)、その後の取り組みを改善する(Action)、一連のPDCAサイクルの構築に努めます。年度ごとに地域福祉計画策定委員会などから、評価や進捗状況について意見を聴くこととし、施策・事業の内部評価と、目標の達成状況の確認による客観評価の両面から行います。



▼施策の展開と役割分担

基本目標 1 思いやりの心と人づくり

※事業名の【 】は重点項目番号

| 項目 | 事業名 | 内容 | 主体 | 年次計画 | | |
|----------------|-----------------------|--|-----|------|-----|-----|
| | | | | R 1 | R 2 | R 3 |
| (1) 福祉教育 | 子どもたちの福祉学習支援【1】 | <ul style="list-style-type: none"> 小学校、中学校での福祉教育を、教育委員会とも連携を図り、学校との協議を進めていきます。 福祉教育では、さまざまな困難な状況にある人を理解し「共に生きる」ことを学ぶ学習を進めます。 小中学生向けの認知症サポーター養成講座の実施 小学生を対象とした「バリアフリー授業」の実施 ボランティア協力校として活動を深める支援を行う。 PTAなどを対象とした福祉を理解するための学びや体験機会を提案する。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 地域福祉に対する住民の理解促進【1】 | <ul style="list-style-type: none"> 全町的なボランティア体験や学習の機会をつくり、助け合いやお互いを理解する心を育てます。 住民に対し、様々な障がいに関する情報を発信し障がいを持つ方への理解を深めます。また、関係機関と協働で講演会やイベントの取り組みを進めます。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | ボランティア体験・学習【1】 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティア講座、福祉講座の実施 除雪ボランティアイベントなど福祉教育を目的とした体験的な事業の実施 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 出前講座の実施【1】 | <ul style="list-style-type: none"> 町内団体などを通じて、福祉に関する学習や関心を促す 魅力ある講座の内容充実と周知の検討 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 広報「ふれあい」の発行【1】 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉に関する情報を提供し、住民が関心を持ち理解しやすい紙面の工夫に努めます。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 介護予防通信【5】 | <ul style="list-style-type: none"> 介護予防に関する情報を提供し、関心や理解を促すと共に行動変容につなげます。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | ボランティア通信【4】 | <ul style="list-style-type: none"> 町内のボランティア活動の紹介を中心に年2回発行します。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | ふれあい広場の実施【1】 | <ul style="list-style-type: none"> さまざまな立場にある人の理解につながるような、体験やふれあいの企画を実施します。 これまで以上に当事者団体の参画を促し、「共に生きる」社会の実現に向けて多くの町民の関心を集める機会とします。 | 社協 | 継続 | → | → |
| (2) 福祉に携わる人材育成 | 民生委員活動の支援 | <ul style="list-style-type: none"> 毎月の例会で町の福祉部署や社協と情報交換・協議を行うなど活動を支援します。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 福祉人材の確保【3】 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉人材の不足に関わる対応策を関係機関が協力し町全体として取り組みます。 実習生の受け入れ、資格取得助成、奨学金制度などの取り組みの具体策を検討します。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 介護支援ボランティア事業 | <ul style="list-style-type: none"> ボランティアが固定化、高齢化している中、ボランティアを必要とする要支援者等の増加、ちょっとした生活の困りごとを抱える高齢者の増加が見込まれ、自らも介護予防につながり社会貢献ができてポイントを付与する「介護予防いきいきポイント事業」を実施する。運営は社会福祉協議会に委託する。 つどいの場サポーターの養成も計画的に行い、同事業のポイントを付与する。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 生活支援の担い手、ボランティアの養成【5】 | <ul style="list-style-type: none"> 生活支援やボランティアに関わる事業や団体が共通で活用できるプログラムを新設します。 | 社協 | 実施 | 継続 | → |
| | 福祉委員の育成・支援【2】 | <ul style="list-style-type: none"> 福祉委員どうしの情報交換や共に互いに助け合い学ぶ場として実施します。 | 社協 | 見直 | 実施 | 継続 |

基本目標 2 支え合いのしくみづくり

| 項目 | 事業名 | 内容 | 主体 | 年次計画 | | |
|----------|----------------------|---|-----|------|-----|-----|
| | | | | R 1 | R 2 | R 3 |
| (1) 住民参加 | 地域支え合い本部(協議体)【4】 | <ul style="list-style-type: none"> 助け合い活動を実施・推進する住民や関係団体が連携・協働する場として開催します。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 地域包括ケア座談会等での働きかけ【2】 | <ul style="list-style-type: none"> 住み慣れた地域で住み続けるため、町の課題や取り組みの現状をみんなで共有し考える場を作ります。 元気なうちから終活に取り組む働きかけを行います | 町社協 | 継続 | → | → |
| | サロンの充実【5】 | <ul style="list-style-type: none"> 各地区で展開されることを目標に取り組みます。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 小地域ネットワーク活動【4】 | <ul style="list-style-type: none"> 町内会を一つ区域として地域住民の参加を促し、助け合いや見守りが展開されることを目標に、生活支援体制整備事業の展開と連動して取り組みます。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 住民活動・団体活動の参加促進・支援【5】 | <ul style="list-style-type: none"> NPO法人きょう・ここ、老人クラブ、身障協会等の住民活動、団体活動への参加を推進します。 | 社協 | 継続 | → | → |

| 項目 | 事業名 | 内容 | 主体 | 年次計画 | | |
|--------------|---------------------------------------|---|---------|------|-----|-----|
| | | | | R 1 | R 2 | R 3 |
| (2) 世代間交流 | あいさつ運動の推進 | ・小中学校を中心にあいさつ運動が行われており、町民すべてがあいさつをするようなまちづくりを推進します。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 社協行事への支援 | ・「ほかほかまつり」など社協と連携し事業を推進します。 | 町 | 継続 | → | → |
| | ほかほかまつりの開催 | ・町民同士が交流する機会、つながりを育むきっかけの場として、町民や関係機関との協働で開催します。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 共生型地域福祉拠点きょう・ここの取組推進 | ・様々な人が集い助け合う世代交流・共生の場として推進します。 | 社協 | 継続 | → | → |
| (3) 子育て | 子育て支援センターの運営【5】 | ・交流の場の提供、相談、情報提供、講習等の実施を行います。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 乳幼児医療助成事業 | ・高校生までの医療費を助成します。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 在宅障がい者(児)施設通所福祉手当事業 | ・障がい者(児)の訓練等に要する交通費を保護者に支給します。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 一時預かり保育事業 | ・仕事の都合や家庭の都合で子どもの保育ができないときに一時的に預かる事業です。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 認定子ども園保育料第2子以降無償化 | ・第2子以降の保育料を無償とします。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 学童保育料第2子以降無償化 | ・第2子以降の学童保育料を無償とします。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 学校給食費第2子以降無償化 | ・第2子以降の給食費を無償とします。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 子育て支援事業 | ・新生児が誕生した家庭に町内で使用できるお買い物券を3万円分支給します。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 相談窓口の明確化【4】 | ・どこに相談するとよいか、住民にわかりやすい周知や啓発、情報発信に努めます。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 子育て世代包括支援センターの検討 | ・妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うため、包括的な相談体制整備を検討します。 | 町 | 検討 | → | 実施 |
| 地域での子育て支援 | ・子育てボランティアの育成 ・ファミリーサポートの展開を検討します。 | 社協 | 検討 | 試行 | 実施 | |
| (4) 生活支援サービス | 支え合いステーション事業への支援【4】 | ・暮らしの中で抱えるちょっとした困り事を町民同士で助け合うことで解決する活動への支援・協力を行います。 | 社協 | 実施 | → | → |
| | 生活支援サービスの開発【5】 | ・高齢者の生活支援ニーズの把握に努めます。 ・担い手とのマッチングを行う。 ・町内会単位での支え合いにつなげられるよう町内会の把握や座談会等場づくりを行う。 ・支えられ上手を増やしていくための啓発を行う。 ・新たな担い手探しと育成を行う。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 元気湧く湧く手帳 | ・商店、飲食店のサービスや団体活動など町内の社会資源を手帳として整理し、高齢者等が自立した生活を続けていけるよう上手な活用を助めていきます。 | 町 社協 | 継続 | → | → |
| | 電話サービス | ・在宅高齢者等へ週1回の電話により、安否の確認、孤独感を癒すことを目的に実施します。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | ふれあい配食サービス | ・ひとり暮らしの在宅高齢者等に対し食事を提供することを通して、安否の確認、孤独感の解消、食生活の改善等を図ります。専門職によるアセスメント・判定会議により、回数等の検討を行います。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 移送サービス | ・社協が町に委託され、福祉有償運送事業を取得するなかで、要介護高齢者や障がい者、人工透析患者等の通院や通学に利用できる移送サービス事業を展開します。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 高齢者等緊急通報システムの設置 | ・在宅のひとり暮らしの高齢者や障がい者が、ケガや急病などの緊急を要する場合に、発信装置を押すことで緊急受診センターに通報する電話機の設置を進めます。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 福祉用具等の貸与 | ・在宅高齢者等が住み慣れた地域で暮らすことができるように、介護器具(歩行者・車イス等)の貸出を行います。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 京極町愛情資金の貸付け | ・応急資金を必要とする世帯等に対し、衣食住その他生活のために必要な福祉資金を貸付けします。(1世帯20万円以内) | 社協 | 継続 | → | → |
| | 介護サービス事業の推進 | ・居宅介護サービス事業者・障がい福祉サービス事業者として高齢者や障がい者が住み慣れた地で安心した生活が送れるよう、良質なサービス提供に努めます。(訪問介護・通所介護・認知症対応型共同生活介護・障がい福祉サービス) | 社協 | 継続 | → | → |
| (5) 就労支援 | 引きこもり者対策【3】 | ・引きこもり者の実態把握を行い、どのような支援が必要か検討します。 | 町 社協 | 継続 | → | → |
| | 障がい者の就労支援 | ・町内既存企業への要請や新たな就労先の確保等に努めます。 | 町 | 継続 | → | → |

基本目標3 安心のくらしづくり

| 項目 | 事業名 | 内容 | 主体 | 年次計画 | | |
|-------------------|--|---|-----|------|-----|-----|
| | | | | R 1 | R 2 | R 3 |
| (1) 交通 | デマンドタクシー等の運行【4】 | ・町内で利用できるデマンドタクシーの運行を実施します。利用目的の拡大等の検討を進めます。さらに、世代を超えた交通移動手段の確保に向けた運行体制の仕組みづくりについて検討を進めます。 | 町 | 実施 | 継続 | → |
| | 障がい者交通費扶助事業 | ・一定の要件に該当する障がい者に対し、タクシーを利用する費用の一部助成を継続します。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 腎臓機能障がい者透析通院のための送迎（移送サービス） | ・腎臓機能障がい者が人工透析療法による治療を受けるための医療機関への送迎を継続して行うとともに、移送サービスの内容について、社会福祉協議会等と見直しを含め検討協議します。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 他町村との連携の場設定 | ・公共交通機関の確保のため他町村や関係機関との連携の場を設定し、生活交通手段の充実に努めます。 | 町 | 継続 | → | → |
| (2) 生活環境 | 共生型住居の整備【4】 | ・新たな住まいの確保または既存施設の有効活用に向けた住まいの整備の検討・協議を行います。 | 町社協 | 検討 | → | 実施 |
| | ごみ出し支援の検討【4】 | ・ごみ出しが困難な方への収集体制の検討や地域での支え合いを行います。 | 町社協 | 検討 | → | 実施 |
| | 除雪サービス体制の見直し【4】 | ・町内に親族のいない障がい者や除雪支援を要する高齢者世帯に対する除雪サービス体制の見直しを図ります。 | 町社協 | 検討 | → | 実施 |
| (3) 総合相談・課題解決 | 多職種のつながりの場づくり【3】 | ・関係機関とのネットワークづくりを強化し、相談を受けた人が相談できる窓口機能の充実により相談員の資質向上に努めます。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 社会資源マップの作成【3】 | ・継続した支援体制が行えるよう関係機関との連携を図ります。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 地域ケア会議【3】 | ・高齢者等をとりまく地域の課題解決に取り組み、地域包括ケアの構築を進めます。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 地域包括支援センターの委託運営 | ・高齢者の総合相談窓口である地域包括支援センターを広報誌やパンフレットで周知します。 ・「高齢者のしおり」を作成し社会資源の周知を行います。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 継続的な相談体制【3】 | ・総合相談後も、重度化予防、サービス導入等を目的に相談対応していきます。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 相談員の資質向上【3】 | ・多様化・複合化した相談に対応できる専門職の育成に努めます。 | 町社協 | 実施 | → | → |
| | 認知症施策の推進【2】 | ・認知症サポーターを町民の25%以上養成していきます。 ・認知症に関わる町内介護職のネットワーク構築とケアの質向上を目指します。 ・認知症カフェの定着、啓発の強化を図ります。 ・カフェボランティアでの自主運営を目指します。 ・自主運営後の後方支援を続けていきます。 ・認知症の方を介護する方の交流やストレス解消の場を創出し、認知症カフェと連動していきます。 | 町社協 | 実施 | → | → |
| | あんしんネットワーク事業【4】 | ・認知症などにより所在不明になった高齢者等を早期発見するため個人協力者・協力団体を登録し、所在不明者を発見した場合は警察への通報協力を行ってまいります。 ・徘徊模擬訓練を行いネットワークの充実に努めます。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 生活支援コーディネーター【5】 | ・地域に不足するサービスの開発、サービスの担い手の養成、活動する場の確保、ネットワークの構築、ニーズの取り組みのマッチング等を行います。 | 社協 | 継続 | → | → |
| (再掲)地域支え合い本部（協議体） | ・助け合い活動を実施・推進する住民や関係団体が連携・協働する場として開催します。 | 社協 | 継続 | → | → | |
| (4) 情報整備 | 個人情報の取り決め作成【2】 | ・個人情報の取扱いのルールを決め、見守り支援を強化します。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 既存広報の充実と新たな発信方法の検討【1】 | ・現在行っている事業について発信方法を充実させ、福祉サービスの啓発・情報提供に努めます。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 福祉の広報活動の充実【1】 | ・社協の事業活動の啓発・情報提供等を図るとともに、幅広い地域の福祉情報を提供する「ふれあい」を年4回発行します。 ・ホームページ等により若い世代や広範囲にわたる情報発信を行う。 | 社協 | 継続 | → | → |

| 項目 | 事業名 | 内容 | 主体 | 年次計画 | | |
|----------------|-----------------------|--|-----|------|-----|-----|
| | | | | R 1 | R 2 | R 3 |
| (5) 人権・権利擁護 | 人権啓発、人権教室 | ・人権に関するリーフレットを配布するなど家庭や地域へ啓発を行います。 ・人権擁護委員が学校で行う人権教室の実施を支援します。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 京極町生活サポートセンターの設置・運営委託 | ・認知症高齢者や障がいなどで判断能力の低下した方などに成年後見制度の相談・申立て等の支援を行うセンターを設置運営します。 ・中核機関としての体制、機能整備を検討・実施します。 ・その運営を社会福祉協議会に委託します。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 地域連携ネットワークの構築【3】 | ・複合的な課題を抱えた世帯や個人を支援するため、多様な専門機関が協働して啓発活動や支援に取り組めるつながりを構築します。 (京極町を支援圏域とした機関とのつながりづくり、社会資源の可視化) | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 地域包括支援センターによる権利擁護 | ・高齢者の権利擁護に努めます。(高齢者虐待対応、消費者被害予防、成年後見制度利用支援等) | 社協 | 継続 | → | → |
| | 高齢者虐待への対応力向上、啓発活動 | ・対応マニュアルに則り、迅速かつ有効な対応を行います。 ・DV対応マニュアルの整備を行い、高齢者虐待との連動性を整備していきます。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| (6) 災害時の要援護者支援 | 防災計画の整備【2】 | ・防災計画で避難所・福祉避難所の位置付けを明確に示すことで万が一の対応に備えます。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 要援護者台帳の整備 | ・要援護者台帳を整備するとともに情報の更新も適宜行います。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 関係機関との連携及び訓練 | ・関係機関との連携を図り、地域防災計画に基づく避難訓練に取り組みます。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 災害ボランティアセンターの設置 | ・災害発生時速やかに災害ボランティアセンターを設置しボランティアの受入や派遣を行います。 ・支援体制の強化のため、事前に北海道社会福祉協議会と「災害救援活動の支援」に関する協定書を結び、災害時の職員派遣、支援要請等を依頼するなど協力して災害時対応を進めます。 | 町社協 | 検討 | 実施 | 継続 |
| (7) 健康・介護予防 | 医療・介護連携の促進【3】 | ・ひまわりクリニックと連携し、在宅高齢者等に対する支援に向けた取り組みを進めます。 ・訪問診療、訪問看護等地域包括ケアのための医療サービスの充実を検討していきます。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 健診の促進 | ・生活習慣病等の予防のため国保、後期高齢者医療加入者に対する健診を実施します。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 健康推進員活動の推進 | ・健康推進活動の推進を図るとともに活動維持のため体制強化に努めます。 | 町 | 継続 | → | → |
| | 認知症施策 | ・認知症カフェやあんしんネットワークの充実を図ります。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 医療・介護・在宅サービスの充実 | ・地域ケア会議等を通じて保健・医療・介護・福祉関係機関の連携を深め、地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みを進めます。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 介護予防・日常生活支援総合事業の整備 | ・総合事業対象者へ介護予防と自立支援に効果的な事業の展開と見直しを行います。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 介護予防普及啓発事業 | ・一般介護予防事業のシャキッと会、つどいの場、介護支援ボランティアの参加者数を目標値まで増やす取り組みをします。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | つどいの場の充実【5】 | ・町民の方が主体となり介護予防活動を行うつどいの場の充実を図ります。 ・活動継続支援の一つとして参加者全体の交流会を開催します。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | リハビリテーション職の活用 | ・高齢者に関する事業における自立支援の視点を重要視し、理学療法士や作業療法士等の活用を行います。 | 社協 | 継続 | → | → |
| | 高齢者把握訪問 | ・町内の高齢者に対し、把握訪問を行い、生活状況や体調の確認と介護予防の啓発に努めます。 ・民生委員との情報共有に努めます。 | 社協 | 継続 | → | → |
| (8) 自殺対策 | 普及啓発活動の推進【1】 | ・自殺や精神疾患に関する正しい知識を普及啓発し、理解の促進を図ります。 | 町社協 | 継続 | → | → |
| | 人材確保及び相談体制の推進【2】 | ・自殺予防、早期発見のため「気づき」「支え合い」への適切な対処ができる人材確保と相談体制の整備に努めます。 | 町社協 | 継続 | → | → |